
江戸崎地方衛生土木組合
新リサイクルセンター整備・運営事業
基 本 契 約 書
(案)

令和8年7月15日

江戸崎地方衛生土木組合

江戸崎地方衛生土木組合新リサイクルセンター整備・運営事業 基本契約書（案）

江戸崎地方衛生土木組合新リサイクルセンター整備・運営事業（以下「本事業」という。）に関して、江戸崎地方衛生土木組合（以下「発注者」という。）と[]、[]、[]（以下総称して又は個別に「構成員」という。）並びに[]、[]及び[]（以下総称して又は個別に「協力企業」といい、構成員と協力企業を総称して又は個別に「構成企業」という。）並びに[特別目的会社]（以下「運営事業者」といい、構成企業と運営事業者を総称して又は個別に「受注者」という。）は、本事業の基本的な事項について合意し、この基本契約書（以下「本基本契約」という。）を締結する。

なお、本基本契約において使用される用語は、本基本契約に特段の規定がある場合又は文脈上別異に解すべき場合を除き、江戸崎地方衛生土木組合新リサイクルセンター整備・運営事業入札説明書において定義された意味を有する。

【本基本契約の対象となる事業の表示】

- 1 事業名 江戸崎地方衛生土木組合新リサイクルセンター整備・運営事業
- 2 事業場所 茨城県稲敷市高田424番地
- 3 履行期間 （設計・建設業務）本契約成立の日から令和12年（2030年）3月31日
（運営・維持管理業務）本契約成立の日から令和32年（2050年）3月31日
- 4 契約保証金
 - (1) 建設工事請負契約に係る契約保証金
請負代金額の100分の10以上に相当する金額
 - (2) 運営・維持管理業務委託契約に係る契約保証金
運営・維持管理期間中に発注者が支払う運営・維持管理業務委託料の総額を20で除した額の100分の10以上に相当する金額

上記本事業について、本基本契約の当事者は、各々対等な立場における合意に基づいて、江戸崎地方衛生土木組合契約規則（平成17年江戸崎地方衛生土木組合規則第6号。その後の改正を含む。）及び以下に定める契約条項によって、公正な契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

なお、本基本契約は仮契約であって、本事業に係る建設工事請負契約の締結について江戸崎地方衛生土木組合議会の議決を得た日から本契約として成立することを確認する。

本基本契約の成立を証するため、本書の原本を[]通を作成し、各当事者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和[]年（[]年）[]月[]日

（発注者） 茨城県稲敷市高田424番地
江戸崎地方衛生土木組合
管理者 笥 信太郎

（受注者） （構成員（代表企業））
[住 所]
[氏 名]

（構成員）
[住 所]
[氏 名]

（構成員）
[住 所]
[氏 名]

（協力企業）
[住 所]
[氏 名]

（協力企業）
[住 所]
[氏 名]

（運営事業者）
[住 所]
[氏 名]

江戸崎地方衛生土木組合新リサイクルセンター整備・運営事業基本契約書 契約条項

目 次

第1条	(目的等)	1
第2条	(公共性及び民間事業の趣旨の尊重)	1
第3条	(事業の概要等)	1
第4条	(入札説明書等の優先順位)	1
第5条	(受注者の役割分担)	2
第6条	(特定建設工事共同企業体の組成)	2
第7条	(運営事業者の運営)	2
第8条	(特定事業契約)	4
第9条	(設計・建設業務)	5
第10条	(運営・維持管理業務)	5
第11条	(再委託等)	5
第12条	(故障、事故等の発生時の対応)	5
第13条	(本施設の維持管理、保守、更新に係る協力)	5
第14条	(受注者を構成する各当事者間の調整)	6
第15条	(運営事業者の損害賠償義務等の履行の保証)	6
第16条	(本施設における電気事業法上の責任等)	6
第17条	(建設共同企業体の解散時に対する措置)	6
第18条	(権利義務の譲渡の禁止)	6
第19条	(損害賠償)	7
第20条	(契約の不調)	7
第21条	(有効期間)	7
第22条	(秘密保持)	7
第23条	(個人情報の保護)	8
第24条	(準拠法及び管轄裁判所)	9
第25条	(誠実協議)	9

発注者は、新リサイクルセンター（以下「本施設」という。）の設計・建設及び運営・維持管理対象施設の運営・維持管理について、民間事業者のノウハウを活用して実施することにより、江戸崎地方衛生土木組合構成市村内から発生する一般廃棄物等を長期にわたり安全かつ安定的に適正処理を行うとともに、ライフサイクルコストの低減を図ることを目的として、令和8年（2026年）7月15日に入札公告を行った。

発注者は、入札説明書等に従い、受注者から提出された事業提案書その他の関連書類に基づき構成企業を落札者として決定した。

構成企業は、発注者との間で、本事業に関し、令和[]年（[]年）[]月[]日付で基本協定書（以下「基本協定」という。）を締結した。

構成員は、基本協定第3条の定めに従い、本事業にかかる運営・維持管理業務及び本基本契約において担当すべきとされるその他の業務を行わせることを目的として、運営事業者を設立した。

発注者及び受注者は、上記の経緯のもと基本協定第4条第1項の定めに従い、本事業の全般にわたる事項及び本事業に係る当事者間の基本的事項について合意するために、本基本契約を締結する。また、発注者及び受注者は、本基本契約、並びに本基本契約と同日付で締結される、発注者と構成員たる[]及び[]（以下「建設事業者」という。）との間の建設工事請負契約及び発注者と運営事業者との間の運営・維持管理業務委託契約が、不可分一体なものとして特定事業契約を構成することを確認する。

（目的等）

第1条 本基本契約は、発注者及び受注者が相互に協力し、本事業を円滑に実施するために必要な基本的事項を定めることを目的とする。

（公共性及び民間事業の趣旨の尊重）

第2条 受注者は、本事業が公共性を有することを十分理解し、本事業の実施にあたっては、その趣旨を尊重するものとする。

2 発注者は、本事業が民間企業によって実施されることを十分に理解し、その趣旨を尊重するものとする。

（事業の概要等）

第3条 本事業の概要は、別紙1第1項記載のとおりとする。

2 本事業の日程は、別紙1第2項記載の日程（以下「事業日程」という。）のとおりとする。

3 本事業において設計・建設される本施設の概要は、別紙1第3項記載のとおりとする。

（入札説明書等の優先順位）

第4条 本基本契約、建設工事請負契約及び運営・維持管理業務委託契約、質問回答書（入札説明書等に関する質問への回答書（第1回）、入札説明書等に関する質問への回答書（第2回）及び対面的対話結果（議事録）を総称していう。以下同じ。）、要求水準書、入札説明書、提案書の間に齟齬がある場合、本基本契約、建設工事請負契約及び運営・維持管理業務委託契約、質問回答書、要求水準書、入札説明書、提案書の順にその解釈が優先するものとする。ただし、発注者と受注者が協議の上、提案書の記載内容が要求水準書を上回ると確認した場合には、当該部分については提案書が要求水準書に優先するものとする。

2 受注者が本事業の入札説明書に基づき提出した提案書に記載された内容は、受注者に履行義務があるものとする。ただし、発注者の判断により履行義務としない場合がある。

3 発注者及び受注者は、本事業に係る事業者選定委員会が受注者の提案書に対して示した要望、指摘等を実現するよう努めるものとする。

(受注者の役割分担)

第5条 本事業の遂行について、受注者を構成する各当事者は、それぞれ、次の各号に定める役割及び業務実施責任を負うものとし、その責任の範囲内において本事業を実施するものとする。

- (1) 本施設の設計に関する業務の一切並びに本施設の建設に関する業務の一切（以下「設計・建設業務」という。）は建設事業者がこれを請け負う。
- (2) 運営・維持管理対象施設の運営及び維持管理に関する業務の一切（以下「運営・維持管理業務」という。）は、運営事業者がこれを受託する。

(特定建設工事共同企業体の組成)

第6条 建設事業者は、建設事業者が複数の企業により構成される場合、設計・建設業務を請け負うにあたり、全ての建設事業者からなる特定建設工事共同企業体（以下「建設共同企業体」という）を組成することができる。

- 2 建設事業者は、前項の定めるところに従い建設共同企業体を組成した場合には、建設共同企業体の組成及び運営に関し、建設共同企業体協定書を締結の上、その原本証明付写しを発注者に提出するものとし、当該建設共同企業体協定書に変更があったときは、その都度遅滞なく、変更後の建設共同企業体協定書の原本証明付写しその他変更内容を証する書面を併せて発注者に提出するものとする。

(運営事業者の運営)

第7条 構成員は、運営事業者が、本事業のうち運営・維持管理業務及び本基本契約において運営事業者が担当すべきとされるその他の業務を遂行することのみを目的として、構成員により適法かつ有効に設立されたものであることを確認する。

- 2 構成員は、構成員間において締結した運営事業者の設立及び運営に関する株主間契約が、次の各号に定める事項を含み、かつ、構成員が次の各号に定める事項に反する書面又は口頭による合意を締結していないことを確認する。

- (1) 運営事業者の定款に次に掲げる事項を規定し、これを発注者の事前の書面による承諾なくして削除又は変更しないこと。

ア 運営事業者の目的は、運営・維持管理業務及び本基本契約において運営事業者が担当すべきとされるその他の業務を実施するのみであること。

イ 運営事業者の本店所在地は、江戸崎地方衛生土木組合構成市村内とし、江戸崎地方衛生土木組合構成市村内以外の土地に移転させないこと。

ウ 運営事業者の株式は譲渡制限株式の1種類とし、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含む。）第107条第2項第1号所定の定めを規定すること。

エ 会社法第108条第2項に規定する種類株式の発行に係る事項の定め及び同法第109条第2項に規定する株主ごとに異なる取扱いを行う旨の定めがないこと。

オ 監査役並びに会計監査人の設置は任意とする。ただし、設置する場合は、会社法第326条第2項に従い監査役並びに会計監査人の設置に関する定款の定めがあること。

- (2) 運営・維持管理業務の開始前までに運営事業者の資本金を[]円（事業者提案）とし、以後事業期間中これを維持すること。

- (3) 運営事業者への設立当初の出資金額及び株主構成は、別紙2第1項のとおりであること。また、運営・維持管理業務の開始時から事業期間の終了時までにおける運営事業者への出資金額及び株主構成は、別紙2第2項のとおりとすること。ただし、出資金額及び株主構成の変更に係る発注者の事前の書面による承諾がある場合を除く。

- (4) 運営事業者の設立に当たり、構成員のすべてが出資を行うこととし、構成員以外からの出資は

認めないこと。

- (5) 代表企業の議決権保有割合を、設立時から事業期間を通じて100分の50を超えるものとする。
 - (6) 発注者の事前の書面による同意なくして運営事業者の株式を第三者に譲渡（構成員間における譲渡を含む。）し、担保権を設定し又はその他の処分（これらの予約も含む。）をしないものとし、運営事業者をして、構成員以外の第三者に対し、新株又は新株予約権の発行その他の方法により資本参加させないこと。
 - (7) 構成員は、運営事業者が債務超過に陥った場合、又は資金繰りの困難に直面した場合など、事業の実施に重大な支障が生じる懸念がある場合には、連帯して運営事業者への追加出資又は融資を検討すること、及びその他発注者が適切と認める支援措置を講ずること。なお、構成員が行う追加出資又は融資の上限額は、[]円（事業者提案）とする。
 - (8) 事業期間が終了するまで、運営事業者に事業譲渡、合併、会社分割、株式交換、株式移転又は組織変更を行わせてはならないこと。
 - (9) 運営事業者が運営・維持管理業務を実施するための人員の確保に協力すること。
 - (10) 構成員は、運営事業者をして、特定事業契約に基づく義務を遵守させること。
- 3 構成員は、本条第2項第1号及び第2号の定め反する運営事業者の本店所在地、運営事業者の目的、運営事業者の株式の内容及び種類、監査役及び会計監査人の設置並びに運営事業者の資本金額に関する定款変更を行う旨の株主総会議案に賛成しないものとする。
 - 4 運営事業者は、本基本契約締結後速やかに、発注者に対し定款の写しを提出するものとする。なお、その後発注者の承諾を得て定款を変更したときには、速やかに変更後の定款の写しを発注者に対して提出するものとする。
 - 5 運営事業者は、本条第2項第6号に定める発注者の同意を得て、設立時の株主以外の者に対して新株又は新株予約権の発行その他の方法による資本参加を認めるときは、当該同意を得るにあたって新たに株主となる者の住所及び氏名又は商号を予め発注者に書面により通知するものとする。
 - 6 運営事業者は、経営の透明性を確保するために、毎事業年度（毎年4月1日から翌年3月31日までの期間をいう。以下同様。）の2月末日までに、翌事業年度の経営計画を、運営事業者が別途作成し、発注者が承認した様式により作成の上、発注者に提出するものとする。発注者は、当該経営計画を確認し、計画の実現性等に疑義がある場合又は不明確な点等がある場合には、運営事業者に対し質問、修正要望等を行うことができるものとする。この場合、運営事業者は、発注者の質問、修正要望等に誠意をもって対応しなければならない。
 - 7 運営事業者は、経営の健全性及び透明性を確保するために、会社法上作成が要求される毎事業年度の決算期に係る計算書類及び附属明細書並びに監査報告書（運営事業者が会計監査人設置会社でない場合、監査法人又は公認会計士が監査を行ったものとする。）（以下計算書類及び附属明細書並びに監査報告書を総称して又は個別に「財務諸表等」という。）を、毎事業年度終了後3箇月以内に発注者に提出するものとする。発注者は、必要があると認める場合、財務諸表等を公表することができるものとする。発注者は、財務諸表等を確認し、疑義がある場合には、質問等を行うことができるものとする。この場合、運営事業者は、発注者の質問に誠意をもって対応しなければならない。
 - 8 構成員は、本条第2項第1号から第10号に規定される事項を遵守することを、発注者に対し約束する。
 - 9 構成員は、発注者の要請に応じ、その保有する運営事業者の株式に発注者を担保権者とする担保権を設定しなければならない。

(特定事業契約)

第8条 発注者及び建設事業者は、設計・建設業務に関し、建設工事請負契約を本基本契約の締結日付で締結する。

2 発注者及び運営事業者は、運営・維持管理業務に関し、運営・維持管理業務委託契約を本基本契約の締結日付で締結する。

3 前二項の定めにかかわらず、発注者は、本事業に関し、受注者を構成する各当事者の全部又は一部が次の各号のいずれかに該当する場合、受注者に書面により通知することにより、特定事業契約を解除することができる。

(1) 本事業に関し、受注者が入札説明書において定められた入札参加資格を欠くこととなったとき。

(2) 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次の各号のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（受注者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団又は暴力団員であると認められるとき。

イ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 受注者が、アからオまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

(3) 受注者（受注者が共同企業体の場合は、その構成員を含む。以下この号において同じ。）が、次のいずれかに該当したとき。

ア 受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下この条において「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下この号において「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。以下この号において同じ。）。

イ 受注者が、納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「受注者等」という。）に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令の全てが確定した場合における当該命令をいう。以下この号において同じ。）において、本事業の入札に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

ウ ア及びイに規定する納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、本基本契約が、当該期間（これらの命令に係る事件につい

て、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。)に入札(見積書の提出を含む。)が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

エ 受注者(法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)の刑法(明治40年法律第45号)第96条の6、第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

(4) 他の特定事業契約が受注者のうち当該特定事業契約の当事者となる者の責めに帰すべき事由により解除されたとき。

(設計・建設業務)

第9条 設計・建設業務の概要は、別紙1第4項記載のとおりとする。

2 前項の定めるところのほか、設計・建設業務の詳細は、建設工事請負契約の定めるところに従うものとする。

(運営・維持管理業務)

第10条 運営・維持管理業務の概要は、別紙1第5項記載のとおりとする。

2 発注者及び受注者は、別紙1第2項に記載された事業日程にかかわらず、運営・維持管理期間の始期について協議することができ、合理的な理由により協議が整った場合は、運営・維持管理期間の始期は変更される。

3 前二項の定めるところのほか、運営・維持管理業務の詳細は、運営・維持管理業務委託契約の定めるところに従うものとする。

(再委託等)

第11条 建設工事請負契約又は運営・維持管理業務委託契約に基づき受託し又は請け負った業務に関し、建設事業者又は運営事業者は、合理的に必要と認められる部分につき、建設工事請負契約又は運営・維持管理業務委託契約の定めるところに従って第三者に委託し又は請け負わせることができるものとする。

(故障、事故等の発生時の対応)

第12条 運営事業者は、運営・維持管理期間中において、本施設につき事故、故障等の異常事態が発生した場合、運営・維持管理業務委託契約書第35条の規定に従い、本施設の運転を停止し、又は監視を強化し、その他異常事態に至った原因の究明及びその責任の所在の分析等を行う。

2 受注者を構成する各当事者は、別紙3に示す協議ルールに従い、運営事業者が発注者に対して速やかに次項に定める異常事態に関する報告又は協議の申し入れを行うことを可能とするために、協議を行うものとする。受注者を構成する運営事業者以外の各当事者は、当該協議の結果に基づき、運営事業者の行う原因の究明及び責任の所在の分析等に協力しなければならない。

3 運営事業者は、合理的な理由のない限り、第1項に定める異常事態の発生から〔2週間以内に〕、(事業者提案)発注者に対して、当該異常事態に関する報告又は協議の申し入れを行わなければならない。

4 前項に定める報告又は協議の申し入れに係る期限内に、運営事業者が発注者に対する報告又は協議の申し入れを行わなかった場合、かかる報告又は協議の申し入れの不履行は、当該異常事態の発生に係る責任の所在の如何にかかわらず、運営事業者の債務不履行を構成するものとする。

(本施設の維持管理、保守、更新に係る協力)

第13条 建設事業者は、本施設の維持管理、保守、更新について、本施設に係る部品の供給(事業

期間中における部品の確保を含む。)、本施設の補修の支援等、運営事業者に対して適切な協力を行うものとする。

(受注者を構成する各当事者間の調整)

第14条 受注者を構成する各当事者間において、本事業に係る業務の役割分担等に問題が生じた場合は、各当事者は、代表企業による調整に協力しなければならない。

2 受注者を構成するいずれか又は複数の当事者の責めに帰すべき事由によって、受注者を構成する他の当事者に損害が発生した場合は、各当事者間で解決するものとし、損害を被った当事者は、発注者に対して損害の賠償を求めることはできない。

(運営事業者の損害賠償義務等の履行の保証)

第15条 構成員は、運営・維持管理業務委託契約に基づく運営事業者の発注者に対する損害賠償義務及び違約金支払義務の履行を保証するものとする。

2 前項の保証の額の上限は、保証債務の履行請求のあった日を基準日とする残期間に係る運営・維持管理業務委託料の総額の100分の10又は年間運営・維持管理業務委託料(保証債務の履行請求のあった日が属する事業年度の翌事業年度に予定する運営・維持管理委託料)のいずれか大きい額とする。

3 構成員は、運営・維持管理業務委託契約書第54条第5項に基づき運営事業者が本施設の改修等を行う必要がある場合であって、同条項に定める期間内において運営事業者が既に解散している場合は、運営事業者に代わり、自己の費用により、同条同項に定める本施設の改修等を行う。

(本施設における電気事業法上の責任等)

第16条 発注者及び受注者は、本施設において受注者が電気事業法上に定められた法令上の責任を負うとともに、当該責任を果たすための権限を有することを確認する。

2 前項の規定にかかわらず、発注者及び受注者は、自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督に関し、次の各号に定める事項を本事業の実施において遵守することを確認する。

(1) 受注者は、発注者から委託を受けた本施設の自家用電気工作物(電気事業法第38条第4項に定義される自家用電気工作物。以下本条において同じ。)について、電気事業法第39条第1項の義務を果たすものとする。

(2) 自家用電気工作物を設置する者は、自家用電気工作物の工事、維持及び運用の保安を確保するにあたり、電気事業法第43条第1項の規定に従って選任された主任技術者(以下「主任技術者」という。以下本条において同じ。)の意見を尊重する。

(3) 自家用電気工作物の工事、維持及び運用に従事する者は、主任技術者として選任された者がその保安のためにする指示に従う。

(4) 主任技術者として選任された者は、自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督の職務を誠実に行う。

(建設共同企業体の解散時に対する措置)

第17条 建設事業者が建設共同企業体である場合において、建設共同企業体が解散した場合も、建設共同企業体を構成する者は連帯して本基本契約において建設事業者が負うものとされる義務及び責任を負うものとする。

(権利義務の譲渡の禁止)

第18条 発注者及び受注者は、相手方の事前の書面による承諾なく特定事業契約上の権利義務につき、第三者への譲渡、担保権の設定その他の処分(これらの予約も含む。)をしてはならない。

- 2 発注者又は受注者が前項の規定に違反して本基本契約上の権利につき譲渡その他の処分をしたときは、相手方は、直ちに特定事業契約を解除することができる。

(損害賠償)

第19条 本基本契約の各当事者は、本基本契約上の義務を履行しないことにより他の当事者に損害を与えた場合、その損害の一切を賠償しなければならない。この場合において、受注者を構成するいずれかの当事者の債務不履行に起因して発注者に損害を与えた場合には、受注者は、発注者に対し、連帯してその損害の一切を賠償するものとする。

(契約の不調)

第20条 発注者及び受注者のいずれの責めにも帰すことのできない事由により、特定事業契約のいずれかが本契約として成立に至らなかった場合には、発注者及び受注者が当該契約の締結又は履行の準備に関して支出した費用は各自の負担とし、相互に債権債務関係の生じないことを確認する。

- 2 発注者の責めに帰すべき事由により、特定事業契約のいずれかが本契約として成立に至らなかった場合において、受注者に損害を与えた場合、発注者は、その損害を賠償しなければならない。
なお、江戸崎地方衛生土木組合議会において建設工事請負契約の締結が否決されたことは、発注者の責めに帰すべき事由とはならないものとする。
- 3 受注者の責めに帰すべき事由により、特定事業契約のいずれかが本契約として成立に至らなかった場合には、受注者は、発注者に対して、共同連帯して、本事業の落札金額並びにこれに係る消費税及び地方消費税の100分の5に相当する金額を違約金として、発注者の指定する期間内に支払わなければならない。なお、当該違約金は、基本協定第8条に定める違約金と重複請求を行うものではない。
- 4 前項の違約金の定めは損害賠償額の予定ではなく、本基本契約又は運営・維持管理業務委託契約の本契約不成立により発注者が被った損害のうち、当該違約金により填補されないものがあるときは、その部分について発注者が受注者に対して損害賠償の請求を行うことを妨げないものとする。この場合、かかる受注者の損害賠償債務も連帯債務となるものとする。

(有効期間)

第21条 本基本契約の有効期間は、本事業に係る建設工事請負契約の締結について江戸崎地方衛生土木組合議会の議決を得て本契約として成立した日を始期とし、事業期間の満了日を終期とする期間とし、当該期間内において当事者を法的に拘束するものとする。

- 2 前項の定めにかかわらず、本基本契約を除く特定事業契約の全てが終了した日をもって本基本契約は終了するものとする。但し、本基本契約の終了後も、前二条、次条及び第23条の定めは有効に存続し、当事者を法的に拘束し続けるものとする。
- 3 前二項の規定にかかわらず、本基本契約の終了時において既に発生していた義務若しくは責任、又は本基本契約の終了前の作為・不作為に基づき本基本契約の終了後に発生した本基本契約に基づく義務若しくは責任は、本基本契約の終了によっても免除されないものとする。

(秘密保持)

第22条 発注者及び受注者は、本基本契約又は本事業に関連して相手方から秘密情報として受領した情報（以下「秘密情報」という。）を秘密として保持するとともに、秘密情報につき責任をもって管理し、本基本契約の履行又は本事業の遂行以外の目的でかかる秘密情報を使用してはならず、本基本契約に別段の定めがある場合を除いては、相手方の事前の書面による承諾なしに第三者に開示してはならない。

- 2 次の情報は、前項の秘密情報に含まれないものとする。

- (1) 開示の時に公知である情報
 - (2) 開示される前に自ら正当に保持していたことを証明できる情報
 - (3) 開示の後に発注者又は受注者のいずれの責めにも帰すことのできない事由により公知となった情報
 - (4) 開示の後に開示した当事者の責めに帰すべき事由により公知となった情報
 - (5) 開示を受けた当事者が、第三者から秘密保持義務を負うことなく入手した情報
 - (6) 発注者及び受注者が本基本契約に基づく秘密保持義務の対象としないことを書面により合意した情報
- 3 第1項の定めにかかわらず、発注者及び受注者は、次の場合には相手方の承諾を要することなく、相手方に対する事前の通知を行うことにより、秘密情報を開示することができる。ただし、相手方に対する事前の通知を行うことが、権限ある関係当局による犯罪捜査等への支障を来たす場合は、かかる事前の通知を行うことを要さない。
- (1) 弁護士、公認会計士、税理士、国家公務員等の法令上の守秘義務を負担する者に開示する場合
 - (2) 法令に従い開示が要求される場合
 - (3) 権限ある官公署の命令に従う場合
 - (4) 発注者につき守秘義務契約を締結した発注者のアドバイザーに開示する場合
- 4 発注者は、前各項の定めにかかわらず、本事業に関して知り得た行政情報に含まれるべき情報に関し、法令その他発注者の定める諸規定の定めるところに従って情報公開その他の必要な措置を講じることができる。

(個人情報の保護)

- 第23条 受注者は、本基本契約の履行にあたり、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。その後の改正を含む。）及び江戸崎地方衛生土木組合個人情報保護条例（平成21年江戸崎地方衛生土木組合条例第2号。その後の改正を含む。）の規定に従い、発注者が提供した資料等に記載された個人情報及び当該情報から受注者が作成又は取得した個人情報（以下「個人情報」という。）の適切な管理のために、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。
- (1) 個人情報の保管及び管理について、漏洩、毀損、滅失及び改ざんを防止しなければならない。
 - (2) 本基本契約の目的以外の目的に個人情報を利用し、又は提供してはならない。
 - (3) 個人情報を第三者に提供し、又は譲渡してはならない。
 - (4) 発注者の指示又は承諾があるときを除き、発注者から提供された個人情報が記録された文書等を複写し、又は複製してはならない。
 - (5) 個人情報の授受は、発注者の指定する方法により、発注者の指定する職員と受注者の指定する者の間で行うものとする。
 - (6) 本基本契約の履行が完了したときは直ちに、個人情報が記録された文書等を発注者に引き渡さなければならない。但し、発注者が別に方法を指示したときは、当該方法によるものとする。
 - (7) 本事業に係る業務に従事する者に対し、当該業務に従事している期間のみならず、従事しないこととなったとき以降においても、知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に利用しない等、個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。
 - (8) 個人情報の適正な管理を行うために管理者を置かなければならない。
 - (9) 本条各号に違反する事態が生じたとき若しくは生ずる恐れがあることを知ったとき、又は個人情報の取扱いに関し苦情等があったときは、直ちに発注者に報告するとともに、発注者の指示に従うものとする。
 - (10) 受注者の責めに帰すべき事由により、個人情報が漏洩又は破損する等、発注者又は第三者に損害を与えたときは、損害賠償の責任を負うものとする。

(準拠法及び管轄裁判所)

第24条 本基本契約は、日本国の法令に準拠するものとする。

2 発注者及び受注者は、本基本契約に関して生じた当事者間の紛争について、第一審の専属的合意管轄裁判所を水戸地方裁判所とすることに合意する。

(誠実協議)

第25条 本基本契約に定めのない事項について必要が生じた場合、又は本基本契約に関し疑義が生じた場合は、その都度、発注者及び受注者が誠実に協議して定めるものとする。

[以下、余白]

本事業の概要

1. 本事業の概要

1) 事業名称

江戸崎地方衛生土木組合新リサイクルセンター整備・運営事業

2) 公共施設等の概要

所在地 茨城県稲敷市高田424番地

整備対象面積 約37,700m²（全体）

都市計画事項等

ア 都市計画施設 「ごみ焼却場」として、都市計画決定予定。

面積：約37,700m²

イ 区域区分 都市計画区域

ウ 用途地域 指定なし

エ 防火地区 指定なし

オ 高度地区 指定なし

カ 建ぺい率 60%以内

キ 容積率 200%以内

ケ 日影規制 なし

コ 下水道計画区域 区域内

サ 森林法 対象外

シ その他 電波法第102条の2の規定に基づく「伝搬障害防止区域」には該当しない。

3) 事業方式

DBO（Design-Build-Operate）方式

2. 事業日程

1) 特定事業契約仮契約締結

令和[]年（[]年）[]月[]日

特定事業契約本契約成立

令和[]年（[]年）[]月[]日

2) 建設工事着手

本契約成立後

3) 運営・維持管理業務開始

令和12年（2030年）4月1日

4) 運営・維持管理業務終了

令和32年（2050年）3月31日

3. 施設の概要

新設する施設（本施設）

施設の種類	概 要	
新リサイクルセンター	処理対象物	金属類、ビン・ガラス類、ペットボトル
	受入対象物	金属類、ビン・ガラス類、ペットボトル、粗大ごみ
	処理能力	不燃ごみ処理設備：4.2 t/5h （金属類 1.5 t/5h、ビン・ガラス類 2.7 t/5h） ペットボトル処理設備：0.3 t/5h

4. 設計・建設業務の概要

- ・ 建設事業者は、発注者と締結する建設工事請負契約に基づき、本施設の設計・建設業務を行う。また、本事業を行うために必要な許認可の取得を行う。
- ・ 建設については、土木及び外構工事、建築物及び建築設備工事、機械設備工事、電気計装設備工事、配管工事及びその他の関連工事を行う。なお、本施設の建設工事は、既存ごみ処理施設を稼働させながらの新設工事となるため、既存ごみ処理施設の稼働に支障を及ぼさないよう建設工事を行うこと。
- ・ 建設事業者は、本施設の建設等に伴って発生する建設廃棄物等の処理・処分及びその他の関連業務、計画通知等の手続関連業務、本施設の試運転及び性能試験を行う。

5. 運営・維持管理業務の概要

- ・ 運営事業者は、発注者と締結する運営・維持管理業務委託契約に基づき、一般廃棄物（受入対象物）を受け入れ、要求水準書に規定する要求水準を満足する適正な処理を行う。なお、その際に、本施設の運営・維持管理業務として運転管理業務、維持管理業務、環境保全業務、有効利用業務、情報管理業務、防災管理業務、関連業務等を行う。
- ・ 運営事業者は、本施設に搬入される受入対象物を受入貯留ヤード、直接搬入荷下ろしヤード等の受入・供給設備にて受入可能である限り、受け入れるものとする。善良なる管理者の注意義務を持って処理困難物及び処理不適物の混入を防止し、混入されていた場合には排除するものとする。
- ・ 運営事業者は、関係法令、施設の公害防止基準等を遵守し、搬入された処理対象物を適正に処理するものとする。
- ・ 運営事業者は、本施設を運転することにより発生した資源物及び処理不適物等を施設内に貯留し、組合に引き渡す。なお、その際、運営事業者は、積み込みまでの範囲を担うものとする。

以 上

運営事業者への出資金額及び株主構成

1 運営事業者への設立当初の出資金額及び株主構成

株主名	出資金額
	円
	円
	円
	円
出資金合計	円

2 運営・維持管理業務開始時から事業期間終了時までにおける運営事業者への出資金額及び株主構成

株主名	出資金額
	円
	円
	円
	円
出資金合計	円

以 上

受注者における協議ルール

【事業者提案により記載する。】

以 上